

徴収分科会におけるヒアリング資料（国民年金保険料収納事業（対象範囲等の拡大措置））

1. 制度・業務の現状

（1）業務の目的・概要及び具体的実施方法等

① 業務の目的・概要

我が国の公的年金制度は、20 歳から 60 歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない非常に重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数（過去 24 ヶ月間の保険料が未納の者：平成 17 年度末時点で約 374 万人）存在し、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は喫緊の課題である。

このような状況の下、社会保険庁においては、未納者の解消に向けて、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、電話、戸別訪問、集合徴収等による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んでいるところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及

び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して収納の向上を図ることを目的として、法第 14 条並びに第 15 条において準用する第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条並びに第 13 条第 1 項及び第 3 項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

② 具体的実施方法等

別紙 1 のとおり（事務処理フロー図）

（2）業務実施に当たっての全体の組織体系及び業務委託の状況

① 組織図

別紙 2 のとおり

② 事業所数

全国 309 社会保険事務所

③ 配置人員（常勤・非常勤の別）

社会保険事務所の職員数は、20,900 人（常勤職員 12,600 人、非常勤職員 8,300 人）であり、そのうち国民年金業務に従事する職員数は、7,700 人（常勤職員 3,000 人、非常勤職員 4,700 人）となっている。（平成 18 年度末定員、100 人単位の概数）

④ 業務の委託状況

国民年金保険料の収納事務が市町村から国へ移管された平成 14 年度より国民年金保険料の未納者に対する電話による納付督促業務を民間事業者に委託。（平成 19 年度は 9 ブロックにおいて 3 事業者に委託。）

全国 309 社会保険事務所のうち、35 箇所の社会保険事務所において市場化テストモデル事業を実施中（本年 10 月より 95 箇所に拡大予定。）。

2. 平成 20 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置

(1) 平成 20 年度以降の拡大措置予定（箇所数、対象業務等）

① 箇所数

現時点においては、平成 20 年度に 90 箇所、平成 21 年度に 127 箇所をさらに拡大し、将来的に全国の社会保険事務所において実施する予定であるが、具体的には予算編成過程において確定させることとしたい。

② 対象業務

現下の社会保険を取り巻く状況等を踏まえ、現行の業務の他、さらに業務範囲を拡大するかどうかについて、今後議論していく必要があり、現時点では明文化できない。

(2) 入札等の実施予定時期及び契約期間

① 実施予定時期

以下の理由から、従来どおり 10 月実施としたい。

（理由）

- 国民年金保険料収納事業の市場化テストの実施に当たっては、参入する民間事業者が成果を上げていただくため、収納業務のサイクルを踏まえた業務展開が必要と考えている。
- 具体的には、①効率的・効果的に収納業務を行う上で、前年度の納付実績を反映していくことが不可欠であるが、実績が把握できるのは 6 月上旬であること、②毎年度、市町村から提供される未納者の所得情報をもとに、強制徴収や免除勧奨対象者を除いた未納者を確定する必要があるが、所得情報は前年所得の確定の関係から早くとも 7 月以降でなければ提供を受けられないことから、このような事業サイクルに適合した仕組みが前提となる。
- このような状況を把握・準備した上で実施するためには、10 月からの実施が適切であり、法に基づく当該事業は、平成 19 年 10 月から実施することとしたものである。

② 契約期間

以下の理由から、2年間としたい。

(理由)

- 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針においては、実施期間に関して、原則として複数年の期間を設定することとされている。
- このため、本年10月から実施する95箇所は、平成22年9月までの3年間の契約期間となっているが、平成22年1月に社会保険庁は廃止され、日本年金機構に移管される予定であり、その権利義務は承継されることとなる。
- 社会保険庁が廃止されることに伴い、契約に関する権利義務は承継されるにしても、平成20年度に実施予定分の契約期間について、平成19年度実施分と同様に3年間とすると、廃止前の契約期間が1年3ヶ月、廃止後の契約期間が1年9ヶ月となり、廃止後の契約期間のほうが長くなる。
- このため、契約期間を2年間とすることによって、廃止後の契約期間を9ヶ月とし、廃止前後の契約期間の不均衡を解消するとともに、先行して実施する95箇所の契約の終期を合わせることにより、日本年金機構として次期の契約の整理を行えるものとする。

(参考) 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（平成18年12月19日官民競争入札等監理委員会）

2. 実施期間に関する事項

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第30条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

3. 社会保険庁改革による事業内容等への影響

(1) 新たに設置される年金事務所と現社会保険事務所との関係（箇所数、所掌事務等）

日本年金機構が行う公的年金関係業務は、被保険者、受給者、事業主等に密接に関係しており、被保険者等の利便性を高めるため、できる限り身近な窓口を設けることが必要であり、こうした業務を行うため、現在、社会保険庁の地方支分部局として社会保険事務所が全国に309箇所設置されており、日本年金機構においても、同様に第一線の地方窓口として年金事務所を

置くこととしている。

日本年金機構法案第4条第2項に規定する「従たる事務所」としては、現在は都道府県単位で置かれている地方社会保険事務局をブロック単位で集約した組織を想定しており、年金事務所はこれに該当するものではないが、利用者に対する第一線の窓口というその重要性に鑑み、「従たる事務所」の設置に加え、年金事務所の設置についても規定することとしたものである。

(参考) 日本年金機構法案(抄)

(事務所)

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

(年金事務所)

第29条 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(2) 契約期間中に新法人に移行した時の契約関係

公共サービス改革法の規定により、民間競争入札により特定業務を行う民間事業者を選定し、平成19年10月から特定事業を委託することとしている。公共サービス改革基本方針(平成18年9月閣議決定)においては、原則、平成19年10月から平成22年10月までの3年間の契約とされているが、その間に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設けられることとなる(平成22年4月1日までに政令で定める日)。

社会保険庁の廃止と日本年金機構の設立があっても、特定業務の委託契約を変更する必要はなく、引き続き当該民間事業者が行うことが国民年金保険料の収納対策の観点から効率的であるから、民間事業者との契約は存続し、社会保険庁長官から日本年金機構の理事長に契約を承継することとなる。

この点について、日本年金機構法案附則第12条において、国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、日本年金機構の成立の時に日本年金機構が承継することとされており、当該規定により公共サービス改革法の特定業務の委託契約も日本年金機構に承継することとなる。

(参考) 日本年金機構法案附則 (抄)

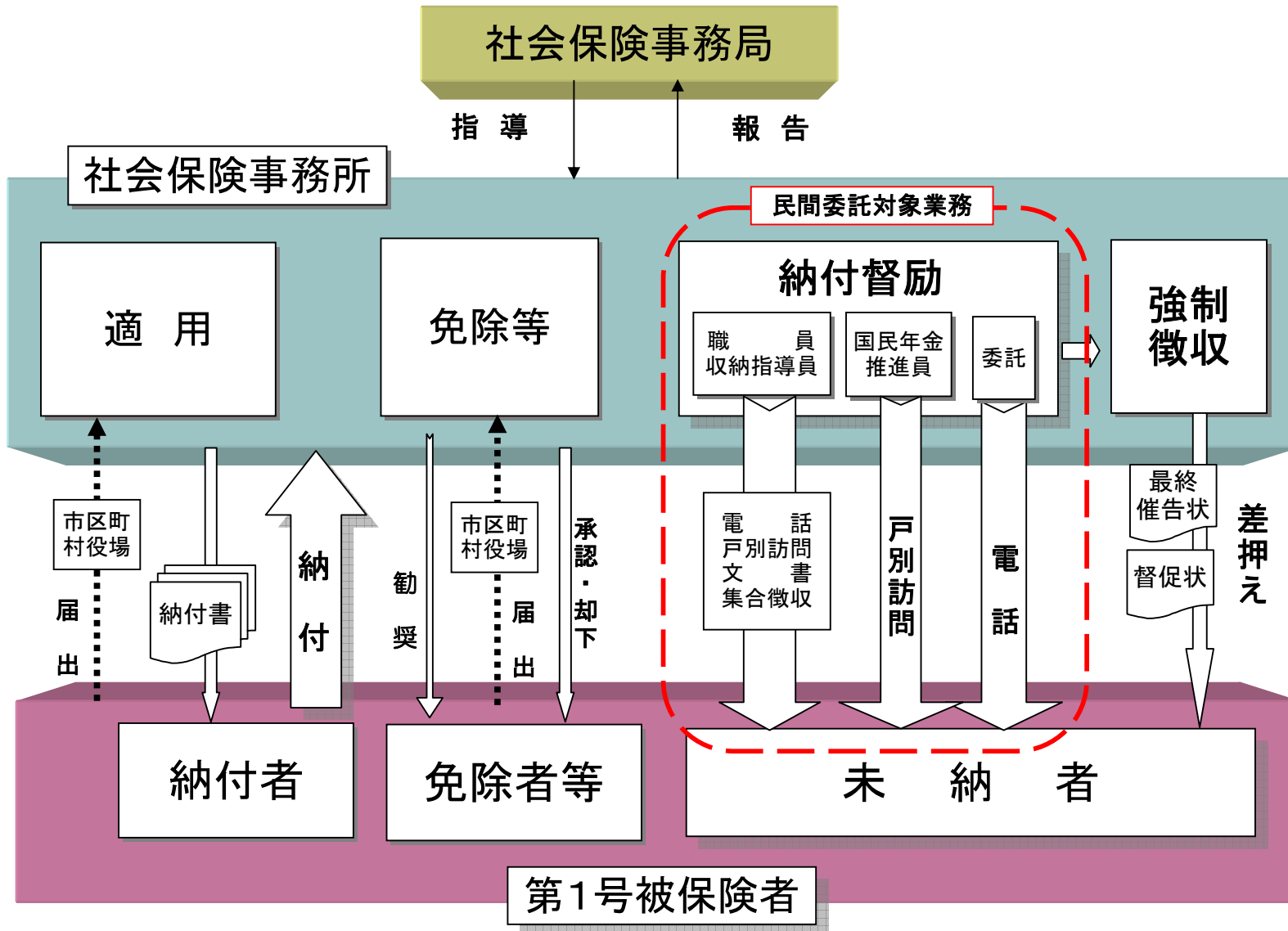
(権利義務の承継等)

第 12 条 機構の成立の際、第 27 条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。

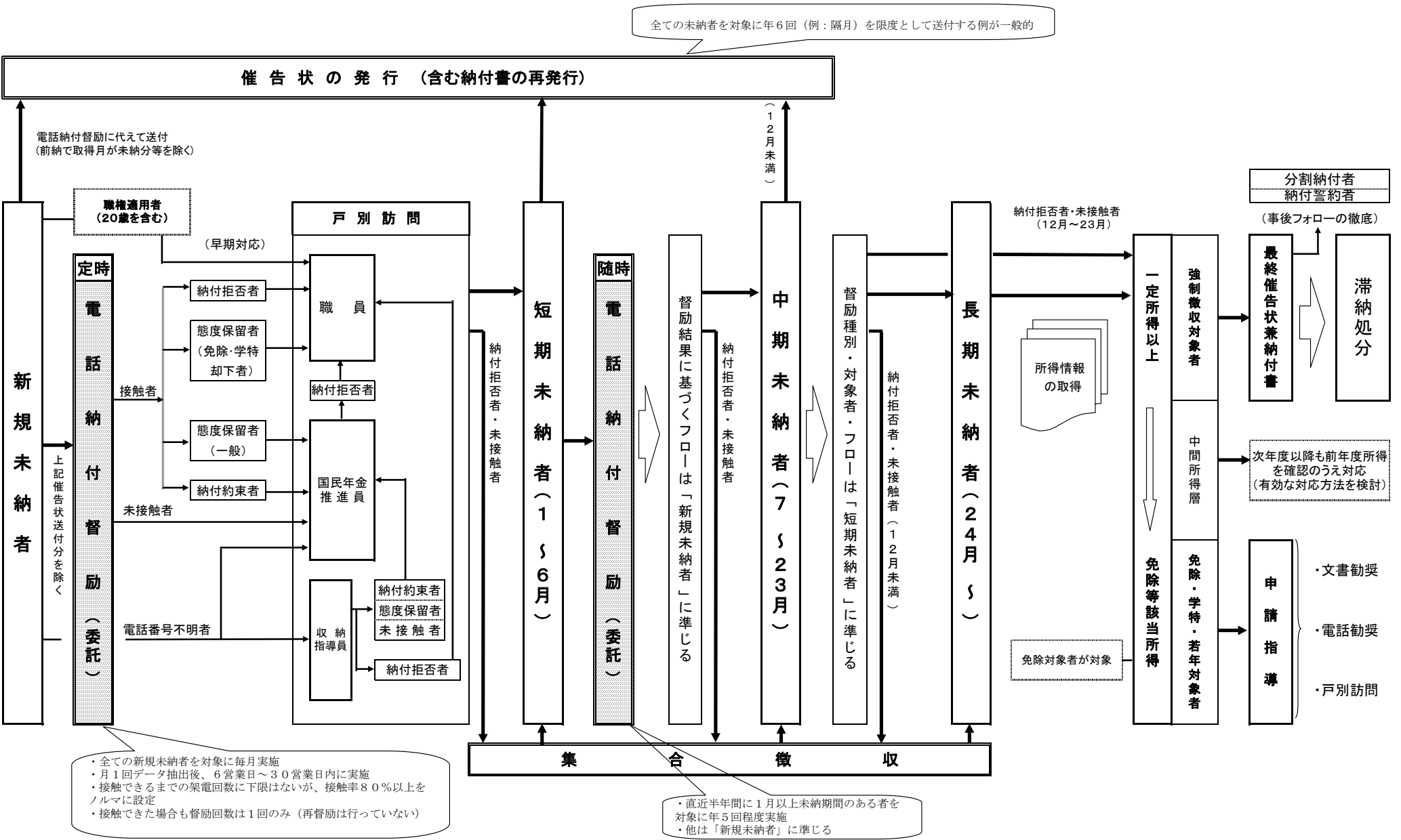
(3) 当該契約期間中に国民年金保険料収納事業に併せて他の業務を民間に委託することとされた場合の契約の取扱い

当該契約期間中に国民年金保険料収納事業に併せて他の業務を民間に委託することとされた場合の契約の取扱いについては、日本年金機構法案附則第 12 条の規定により、本体事業と同様、その権利義務は日本年金機構が承継することとなる。

国民年金事業の概要図

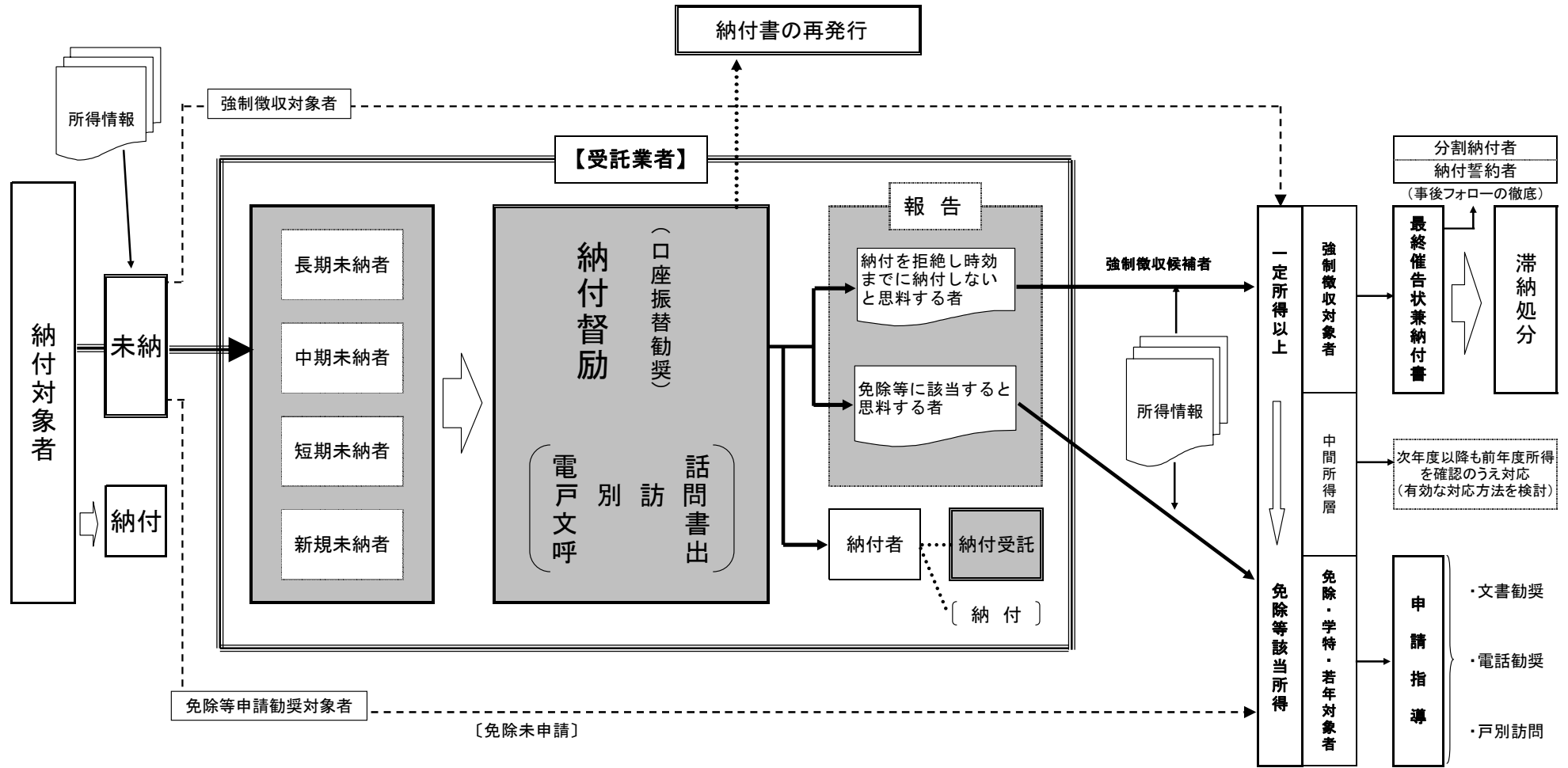


国民年金保険料収納事業の業務フロー（現行）〔標準的な例〕



例示

市場化テスト対象事務所 納付督促フローチャート（流れ図）



標準的な社会保険事務所の組織体制及び所掌事務について

